

関係機関各位

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

障害福祉事業所のアルバイト等募集情報一覧の更新について

日頃から横浜市障害福祉施策の推進に御尽力くださり厚くお礼申し上げます。

今年度から障害福祉分野の人材確保支援策の一環として、障害福祉事業所のアルバイト・ボランティア・インターンシップ募集情報及び実習受け入れ可能な事業所情報の一覧を作成し、市内大学へ配付しています。

このたび、各情報の一覧を更新しますので、皆様におかれましては、ぜひ御活用くださいますようお願いいたします。

1 対象となる事業所

横浜市内で障害福祉サービスを提供する障害福祉事業所・施設

なお、前回の一覧に掲載している事業所等も、改めて御申請が必要です。

御申請がない場合は、更新後の一覧に掲載されませんので御注意ください。

2 実施内容

今回更新する一覧は以下のとおりです。(1)～(3)は各大学の学生支援の窓口等で配架、(4)は大学の实習担当者へ共有予定です。

- (1) 障害福祉事業所アルバイト募集情報一覧
- (2) 障害福祉事業所ボランティア募集情報一覧
- (3) 障害福祉事業所インターンシップ募集情報一覧
- (4) 実習受け入れ可能な障害福祉事業所一覧

3 申請方法

横浜市電子申請・届出システムから申請を行ってください。詳細は別紙で御確認ください。

4 申請予定期間

令和4年11月21日(月)～令和5年1月5日(木)

5 学生への配慮について

大学の御協力により成り立つ取組です。今回作成する一覧からの応募により採用などへ繋がった場合、学業と適切な形で両立出来るよう御配慮をお願いします。

6 情報提供を行う大学

本市「大学・都市パートナーシップ協議会」参加大学のうち9校

7 その他

一覧は1月下旬頃に各大学へ送付予定です。また、情報の一覧は定期的に更新予定ですので、次回更新時期が決まりましたら周知します。

担当：健康福祉局障害施策推進課 坂下、井澤

電話：045-671-3604 FAX：045-671-3566

MAIL：kf-syoplan@city.yokohama.jp

登録フォームでの申請方法について

ステップ1 「横浜市新電子申請・届出システム」の画面を開く

①横浜市ホームページのトップページにある「事業者向け情報」をクリックする

※横浜市ホームページのURLは <https://www.city.yokohama.lg.jp/>



②「電子申請」のアイコンをクリックする



③「横浜市電子申請・届出システム（新システム）」をクリックする



※参考：横浜市電子申請・届出システムトップページURL

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

ステップ2「横浜市新電子申請・届出システム」の利用者登録（登録済みの場合はステップ3へ）

①右上にある「新規登録」をクリックする



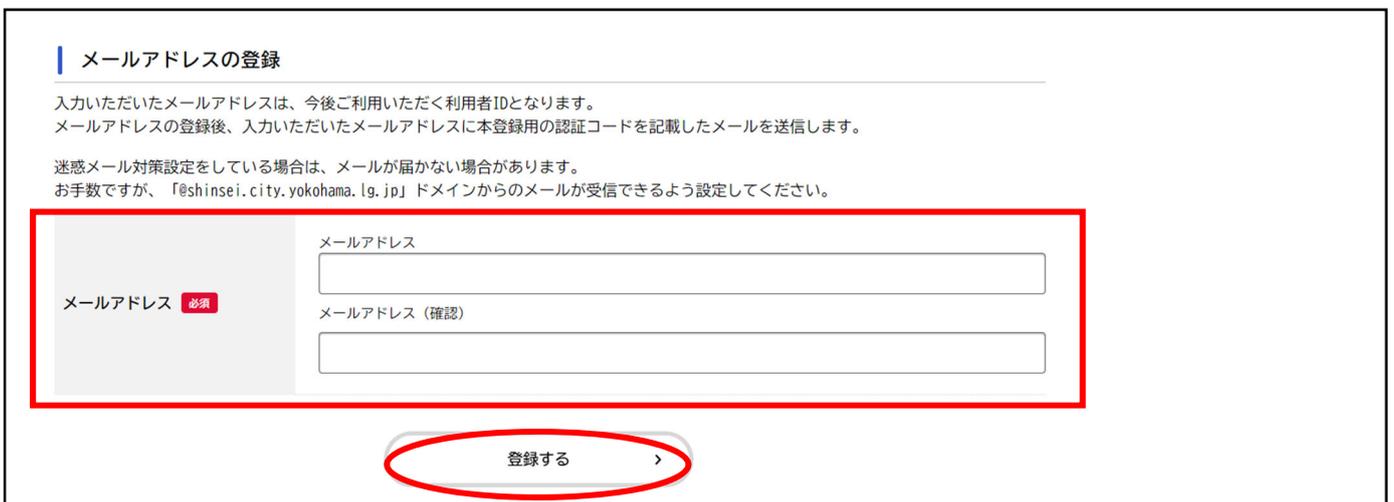
②「事業者として登録する」をクリックする



③「利用規約に同意します」にチェックを入れて「利用者の登録を開始する」をクリックする



④メールアドレスを登録する



⑤入力したメールアドレスに届いた認証コードを入力する。

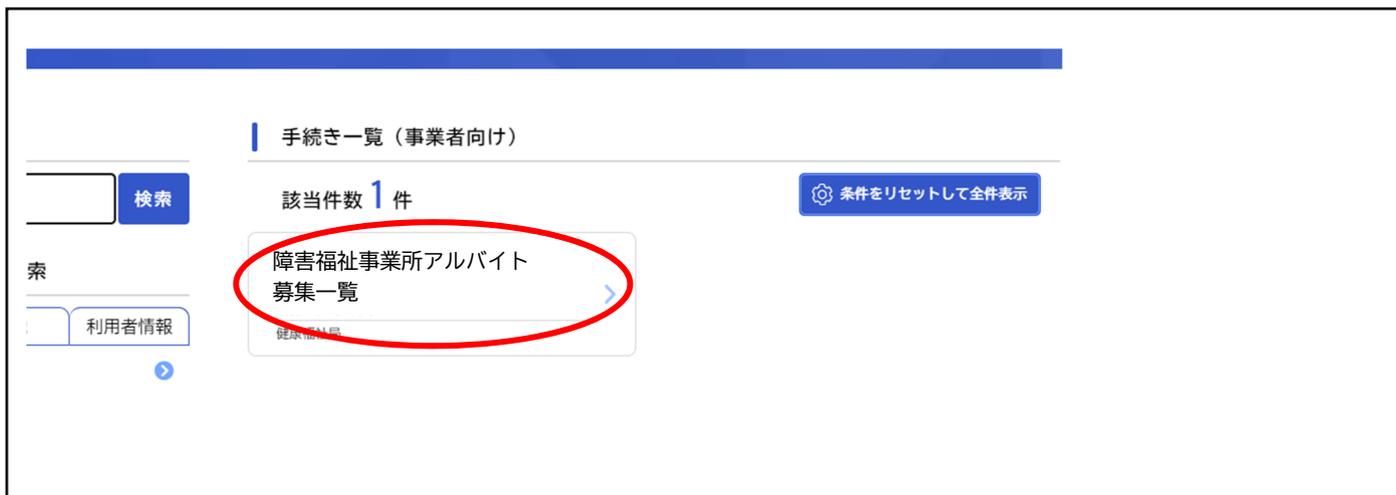
⑥認証コードを入れた先の画面で、パスワードの設定、利用者情報（事業所の情報）を登録する

ステップ3 登録フォームから申請する

①画面上の「手続き一覧（事業者向け）」をクリックする

②「障害福祉事業所アルバイト募集一覧」「障害福祉事業所ボランティア募集一覧」「障害福祉事業所インターンシップ募集一覧」のうち、希望するフォームを「キーワード検索」で検索する

③希望するフォームをクリックし、申請に進む



※ 新電子申請・届出システムの登録等に関する質問は、「横浜市電子申請・届出システム」のホームページにある問合せ先をお願いします。当課にお問い合わせいただいてもお答えいたしかねます。



インターンシップ 始めませんか？

インターンシップとは、

学生が企業や業界への理解を深めるための就業体験です。

学生は就業体験によって、仕事の内容・職場の雰囲気を理解することや、体験した仕事への適性が自分にあるかという把握が出来ます。

事業所にとっては、学生と繋がる事が出来る新たな手段です。

近年、インターンシップに参加する学生は増えています。
就職活動を見据えて障害福祉分野を体験してみたいと考えている
学生さんたちと繋がりませんか？

インターンシップは早期離職の防止にも繋がります。

就業体験により、就職後の「思っていた仕事・職場と違う」というミスマッチを防ぎ、
早期離職を防ぐことが出来ます。

インターンシップには様々な形があります。

1日だけの体験もあれば、短期や長期の体験を実施する職場もあります。
内容もこれをやらせなくてはいけない、というものはありません。
見学・現場経験、イベントへの参加、企画・打ち合わせへの参加など、
事業所が学生に伝えたいことを軸にプログラムが創れます。

インターンシップQ&A



「アルバイトとインターンシップの違いは？」

アルバイトは、労働力としての活用が主眼であり、働く側も労力提供に応じた報酬を受け取ります。

一方、インターンシップは、受入体制や研修プログラムを整えた上で実施する就業体験で、無報酬の場合が多いです。また、インターンシップは、「参加者の育成に資する」、「教育的効果の実現を図る」という目的もあります。

「掃除など簡単な作業をさせてはいけないの？」という疑問をお持ちの方もいるかもしれません。簡単な作業も仕事のひとつであり、学生に体験させてもかまいません。ただ、カリキュラム全体でインターンシップの目的が達せられるよう、留意する必要があります。(その作業が業務全体の中でどのような位置づけか事前に説明するなど)

「どのようなプログラムにすれば良いの？」

職場全体で受入れを行っている体験先や、様々な職員と交流できるプログラム、自分で工夫しながら前進する手応えを感じられるプログラムは好まれるようです。

また、見学や説明だけではなく、実際の業務を体験できると、学生も「自分がここで働いたらどうなるか？」を想像しやすくなるでしょう。



「学生を受け入れる時に気を付けることは？」

障害福祉の知識・経験がない学生も多く、就業体験は初めてという学生もいます。簡単な仕事から順を追って指導していきましょう。その際には、専門用語は使わずに出来るだけ平易な言葉を使うことや、「この仕事はどのような目的で行うのか」も合わせて伝えることで、より一層仕事への理解が深まります。

あとは障害福祉の仕事についてだけではなく、社会人としての心構えも教えてあげると喜ばれます。

【お問い合わせ】

横浜市 健康福祉局 障害施策推進課 計画推進担当

電話 045-671-3604 FAX 045-671-3566

kf-syoplan@city.yokohama.jp